

第3章 45年表における概念・定義など

第1節 表の基本的構造

昭和45年産業連関表の基本的構造は、3-1-1表の生産者価格評価表と3-1-2表の購入者価格評価表の2つからなっている。わが国の産業連関表は、特定期間における特定地域の全産業が行なった生産活動を、その生産した財およびサービスの取引きによって表わした商品×商品の表である。

これらの財およびサービスは、産業部門において原材料などの直接経費としてあるいは間接経費として消費されるか、または産業以外の家計、政府などで最終的に消費される。一方産業は、既存の設備のもとで、これらの財およびサービスを用い、労働力を投入して生産活動を行い、新しい価値を生み出している。これらの事情をひな型によって説明すればつきのとおり。

生産者価格評価表(3-1-1表参照)

表題の「中間需要」欄および表側の「中間投入」欄が、これらの財およびサービスを生産する産業の欄であり、この欄はそれぞれいくつかの部門に分れており、一般にはこれらを産業部門といっている。このように産業連関表では、各産業部門は表頭と、表側に1個づつあわせて2個の欄をもっている。このうち表側にある欄は、その欄の計数が横に並んでいるので一般に「行」といい、表頭にある欄は、その欄の計数が縦に並んでいるので一般に「列」という。

産業部門の列についてみると、そこに縦に並んでいる計数は、当該部門の生産額を生みだすために必要とする原材料としての財およびサービスと人件費としての雇用者所得や設備の減価償却費等であり、さらにほぼ利潤に相当する営業余剰を計上して生産額と均衡している(一般にこれらの支払い、すなわち購入をインプット(投入)という。この表が投入産出表と呼ばれるのはこのためである。)

原材料や間接経費として使用した産業の生産物の投入を「中間投入」というが、生産額からこの「中間投入」を控除したものを「粗付加価値」という。「粗付加価値」から「家計外消費支出」を差引いたものが「付加価値」と定義される。

産業部門の行についてみると、そこに並んでいる計数は、その産業で生産した商品の販売内訳を示しており(一般にこれらの売上げをアウトプット(产出)という。この表が投入産出表と呼ばれるのはこのためである。),この販売先は「中間需要」欄の各産業と、消費と投資と輸出からなる「最終需要」になってしまっており、その合計は需要額を表わしている。行の計数には、このほか輸入と生産があるがこれはいずれも供給を表わし、この

合計はさきの需要額合計と均衡している。(ただし表では、輸入額を需要額から控除することによって、生産額と均衡させている。)

国民所得統計でいう生産所得および分配所得は大まかにいえば、前述の「付加価値」に相当し、付加価値を産業別にまとめたものが生産所得であり、最終受取者別に表示したものが分配所得であるといえる。

(もちろん国内概念と国民概念など概念上多少の相異があるが、これらについてはあとで詳述する。)

さて産業部門の行と列の合計は、いずれもその部門の生産額に均衡しており、部門全体の中間需要総額は、中間投入総額と等しいから、最終需要額合計マイナス輸入額合計は粗付加価値額合計に一致しており、前述のように「家計外消費支出」を差引いたものは、国民所得統計でいう支出所得といえる。

(関税の扱い等によって国民所得統計との相違があるがあとで詳述する。)

購入者価格評価表(3-1-2表参照)

購入者価格評価表は、生産者価格評価表が財およびサービスの取引き状況を、生産者の出荷価格で評価したものであるのに対し財およびサービスの需要関係を財の取引きに伴う流通マージン(運賃および商業マージン)を含めた購入者の価格で評価しているため(従って、商業の行は空欄となり、運輸業の行は旅客運賃のみとなる。)需要に対する供給欄は、生産者の出荷価格で評価した生産額および輸入額(関税および輸入品商品税に含む)に財別の商業マージンおよび貨物運賃を加えて均衡させた表である。(供給欄および付加価値欄の下にはこのほか副産物や屑の欄があるが、この点については後述する。)

生産者価格評価表と購入者価格評価表の表形式上の相違は、細部を別にすれば、上記流通マージンを含めるか否かだけであるが利用上からみれば相当の相違がある。購入者価格表は原価構成や消費構成等について取引実態に則して表示しているため、他の経済指標との比較上便利であるのに対し、一方生産者価格評価表は、マージン率の相違による評価の相違を排除し、波及計算上優れているなど、両表にそれぞれの特色がある。

両表を作成するためには、流通マージンのマトリックス表を作らなければならないなどの困難さもあるが、上記両面の有用性を重視し、今回も35年表、40年表に引続いて両評価表を作成した。

以下説明は、とくに購入者価格評価表とことわりのない限り、生産者価格評価表によって行なうこととし、商業マージン表、国

内貨物運賃表など付帯表の基本的構造、推計方法等については、付帯表の章を参照されたい。

3-1-1表

生産者価格評価表

投 入	中間需要						最終需要部門										生 產 額	
	農	工	商	運	サ	公	小	最終需要				輸入			（小計）	（小計）		
								民	在	財	貨	用	役	財	貨	關		
產出	業	業	業	業	業	務	計	家計外消費支出	一般政府消費支出	國內總固定資本形成	財貨・用役の輸出	（小計）	財貨・用役	稅	商	品	（小計）	計
中間投入	1 農業	1 12 0 0 0 -	49	1 31 0 0 2 0	34	-25	-3	-1	-29	5	18	0 22 3 21 3 66	115	-58	-5	-1	-64	51 100
	2 工業	4 26 6 10 3 -	12	0 21 0 4 - 8	33	-	-	-	-	-	-	1 9 2 0 - 18	30	-	-	-	-	33 45
	3 商業	0 9 1 1 1 -	14	1 16 6 - - 1	24	-3	-	-	-	-	-	1 8 7 5 3 -	24	-3	-	-	-3	21 45
	4 運輸業	0 9 1 3 1 -	24	- - 10 - - -	10	-	-	-	-	-	-	- - -	-	-	-	-	-	30 44
	5 サービス業	1 8 7 5 3 -	-	- - -	-	-	-	-	-	-	-	- - -	-	-	-	-	-	10 10
	6 公務	- - - - - -	-	- - -	-	-	-	-	-	-	-	- - -	-	-	-	-	-	10 10
	小計	6 64 15 19 8 -	112	3 99 21 25 5 93	246	-86	-8	-2	-96	150	262							
粗付加価値	家計外消費支出	0 1 1 0 1 0	3															
	雇用者所得	3 13 9 4 18 10	57															
	営業余剰	9 13 18 13 16 0	69															
	資本減耗引当	2 4 2 7 2 0	17															
	間接税	0 5 0 1 0 -	66															
	補助金	-2 0 0 0 0 -	-2															
	小計	12 36 30 25 37 10	150															
	生産額	18 100 45 44 45 10	262															

購入者価格評価表

投 入	中間需要						最終需要						需 要 合 計	供 給						供 給 合 計	
	1 農業	2 工業	3 商業	4 運輸業	5 サービス業	6 公務	小計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫	財貨・用役の輸出	小計	生産額	副産物・屑(中間需要)	財貨・用役の輸入	関税	輸入品の商品税	商業マージン	国内貨物運賃
中間投入	1 農業	1 20 0 0 0 -	21	1 52 0 0 2 0	55	76	18 0 0 25 3 1 22 7	76													
	2 工業	5 40 7 13 4 -	69	0 29 3 27 3 77	139	208	100 8 3 58 5 1 23 10	208													
	3 商業	- - - - - -	-	- - - - - -	-	-	45	- - - - - -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 運輸業	0 2 1 2 1 -	6	1 3 2 - -	15	21	44	- - - - - -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27
	5 サービス業	1 8 7 5 3 -	24	1 16 6 - -	1	24	48	45	- - - - - -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
	6 公務	- - - - - -	-	- - - - - -	10	10	10	10	- - - - - -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
	小計	7 70 15 20 8 -	120	3 100 21 27 5 93	249	369	262 8 3 86 8 2 0 0	369													
粗付加価値	家計外消費支出	0 1 1 0 1 0	3																		
	雇用者所得	3 13 9 4 18 10	57																		
	営業余剰	9 13 18 13 16 0	69																		
	資本減耗引当	2 4 2 7 2 0	17																		
	間接税	0 5 0 1 0 -	6																		
	補助金	-2 0 0 0 0 -	-2																		
	小計	12 36 30 25 37 10	150																		
	副産物・屑発生額	-1 -6 0 -1 0 0	-8	0 -1 0 -2 0 0	-3	-11															
	生産額	18 100 45 44 45 10	262	3 99 21 25 5 93	246	508															

第2節 部門分類

(1) 分類基準

部門分類は、原則として財およびサービスを生産する生産活動単位によって行なう。すなわち、生産活動を部門に分類する単位は、企業や事業所を分類単位として、それぞれの主たる活動によって分類するのではなく、ある企業や事業所が2個以上の生産活動を行っている場合は、これらをそれぞれの部門に分けて分類する方法である。いわば、一種の商品分類ともいいくべきものである。したがってある財やサービスが一つの部門として設けられた場合にはそれがたとえ、自家活動であっても、原則的には、その部門の生産活動として計上されなければならない。ただし、実際上では、各種基礎統計資料でもこの部門の把握が不充分であり、ことに出荷統計によって生産額を推計せざるをえない部門については、自家活動は全く含まれないこととなる。このようにいわゆる自家消費品あるいは自家用役の把握

は極めて不統一になるが、基礎資料上商品ベースの原則にのりえない部門は、部門毎にその範囲を明確にし、部門相互間の関連を明らかにする。

分類の基準は、以上のように商品をベースとしたその生産活動を基礎としたうえ、産業分類との比較および国際比較の両面を考慮し、国際連合の国際標準産業分類(I S I C)に対応できるよう工夫し部門分類を設定している。

本表の基本的部門分類(基本分類)は、内生部門について、列を407部門とし行を541部門とする縦長の部門分類とする。一つの列は行の部門によっては2つ以上の部門に分割されている。

基本分類部門を構成する財およびサービスの分類(細分類)は、いわゆる標準商品分類を基礎としつつ産業連関分析上の観点から投入係数の類似性や、輸入係数の類似性、最終需要推計

の適応性等を考慮し、かつ基礎統計の品目分類基準の制約等を考慮して定めている。

この細分類は全産業で生産された財およびサービスを5,000程度の品目群に区分統合する。ただしこれらの細品目を基準分類部門に統合する方法は、単純な加算方式であるため、場合によっては生産額の重複がありうる。この例として、ミシンの頭部があげられる。ミシンの頭部は別事業所向けに出荷されたものは生産額として把握されているが、別事業所においてこれに脚部その他が付されて成品として出荷されれば、生産額は頭部を含んだもので把握されることになる。

基本分類はさらに160部門および60部門の統合分類に統合されるが、160部門分類は、原則として旧ISICの3桁分類に対応する。ただし60部門は、160部門からの直接統合関係はなく、ISICの2桁分類にも一致しない我が国産業連関表の独自の分類である。

昭和45年表の部門分類は過去の表のそれとの継続性を保っている。しかし①ISICの1968年の改訂に伴う措置、②農林関係部門の35年表および40年表両分類との継続性、③最近の国内産業構造の急激な変化、特にサービス産業の伸長、情報や住宅などに関するいわゆるシステム産業の誕生についての産業連関分析の可能性等々に対処するため、35年表と40年表に共通した基本分類の一部を変更するが、これらとの継続性を重視し原則として40年表の部門を細分、独立させる方法をとっている。この結果、行部門で約70、列部門で約60の部門が拡充されている。統合分類での変更はない。

40年表の部門分類との変更点および変更の理由は、付録に示すとおりである。

(2) 分類符号付けの原則

過去の年次の表の部門分類の3桁符号と旧ISISの3桁(細分類)符号とは原則として対応している。昭和45年表の部門分類の変更が前記のように細分、独立によっているため、この対応関係はなお維持されている。

新分類の符号は、従来の5桁(列)および6桁(行)の符号に1桁づつの符号を加えて枝分けを行なった6桁および7桁符号となっている。従って、新らしい6桁および7桁段階を統合すれば、従来の5桁および6桁の符号と原則として一致することとなっている。

(3) 特殊分類

産業連関表で表示される財およびサービスの種類を明らかにするため、次のような特殊分類符号を設け、基本分類の6桁符号および7桁符号のあとにつけてある。

2 削投入

4 副産物投入

3 削発生

5 副産物発生

6 商業マージン

7 国内貨物運賃

なお、上記以外のいわゆる成品の取引については特殊分類符号は省略してある。

第3節 価格評価

(1) 生産物の価格評価

国内生産物は、間接税を含み、補助金を控除したいわゆる生産者市場出荷価格で評価する。また、生産者出荷価格には、本社および営業所の経費と利潤相当分を含むいわゆる生産企業の販売価格に相当し、この中には事業所から出荷したあとの製品の搬送のための運賃および流通途中の倉庫料は含まれない。

事業所の区域が明確になっていない産業、たとえば林業、漁業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価することとし、市場までの運賃は生産コストとして処理している。

間接税のうち商品の生産段階で課せられる税は、直接の納税者の部門の生産額に含め、流通段階で課税されるものは商業の生産額に含める。(ただし、軽油引取税については波及計算上、同一工程で生産される他の石油製品との関連を考慮し、とくにこれを生産段階での課税として計上することとする。)

自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準にして行なわれる。すなわち品質の相違を考慮のうえ、利潤相当分を含めるが、厳密には生産者の販売経費相当分は除かれる。

半製品・仕掛品の在庫増減額は生産額に含めるが、この評価は原則として年初と年末の平均価格によって行なった。

(2) 取引の価格評価

産業連関表は、前述のとおり、財貨およびサービスの部門間取引きを記録する表であるが、その取引きは、各部門の生産品に共通な評価尺度である金額によって表示される。

本表各部門には、それぞれ固有の物量単位があり、これを用いて表の産出(行)のバランスをとることは可能であり、また一部の部門については物量単位、他の部門は金額単位で行バランスをとることも可能である。このようにして作られた産業連関表は、連立方程式体系による産業連関分析をさまたげるものではない。むしろ分析上の観点だけからみれば、価格の変動や、地域の価格差の影響を排除し、技術を媒介とする生産と投入の比例関係をより正確に表示するものとみることが出来よう。このことは、産業連関分析の理論においても、金額表示の表に円価値単位の概念を導入して、物量表示の表と理解する点にも示されている。

このような事情にもかかわらず、産業連関表の多くが、金額表示になっている最大の理由は、表の作成に際し、各部門からの投入額を共通の尺度である金額で評価しないかぎり、各部門

の列バランスをとりにくいという全く作表上の実際的な理由によるものである。もちろん金額で評価することの利点は、他の勘定体系との比較だけを取り出してみても容易に理解することができる。

ところで金額で表示する場合でも、表上の取引き関係を具体的にはどの価格で評価するかという重要な問題が生じる。

すなわち ① 生産者の価格によるか、または購入者の価格によるか、② 統一価格によるか、または実際価格によるか、の問題である。以下それぞれの意味と問題点をあげればつきのとおりである。

(イ) 生産者価格評価表と購入者価格評価表

すでに両表の基本的様式の相違について述べ、またあとで商業部門と運輸業部門の特殊的な扱いの項でも述べるが、45年表では、取引きを生産者の出荷価格で評価する表と、これに流通マージンを含めた購入者価格によって評価する表の両表を作成する。

両表を利用する立場からみると、現実的取引きの認識に近い購入者価格評価表は、原価構成の読とりや、他の勘定体系との比較性など多くの利点をもっているが、他方、財貨の流通に伴う流通マージン率は、財貨ごとに異なるだけでなく、同一財貨でも、取引形態その他によって産出先毎に異なる場合が多く、このことが同じ財の同一量の需要に対しても違った波及効果を及ぼすように計算されるなど、波及分析上に大きな歪をもつという点で、欠点がある。

(ロ) 統一価格評価表と実際価格評価表

同一財の同一量の取引きでも、単に流通マージン率の相違だけでなく、生産者の出荷価格そのものが相違する場合も多い。これらは、時間的、地理的な需要状況や取引形態の違い、制度的な違いに起因する。この場合実際の取引き価格で評価した表を実際価格評価表といい、一方同一財貨については実際の取引き価格がどうであれ、生産者の平均的出荷価格に統一して評価した表を統一価格評価表という。

両表についても一長一短があるが、作表では経理面からの資料が得やすいという意味では実際価格が有利であり、物量的需給統計等を利用する場合には統一価格の方が有利であろう。利用上では、購入者価格と生産者価格の場合とほぼ同様であり、波及計算では統一価格が優れているが、反面実際価格表は現実の取引きを分析するのに優れている。さらに、統一価格によれば、諸投入品目の評価差分だけ産業の投入バランスがくずれることになり、この分を調整項目としなければならないが、作表上からも、分析上からも問題が残る。

今回は、生産者価格、購入者価格両表を作成するので、前者(イ)については問題はないが、後者(ロ)は、投入推計の困

難性その他を総合的に判断し、実際価格評価によることとした。

ただし、波及分析に利用できるように主要物資については物量による行バランス表、(物量表は、付帯表の項で詳述する)を作成することとする。

(3) 輸出入品の価格評価

輸出品の価格は、生産者価格評価表では生産者価格により、購入者価格評価表ではFOB価格による。したがって貿易統計より輸出額を推計した場合は、生産者価格表では、個々の財から国内の流通マージン(運賃と商業マージン)を除かなければならない。

輸入品の価格は、両表ともCIF価格とする。関税は、輸入欄に並列する関税欄に別途計上される。トン税と特別トン税は特掲されないが、商品毎の輸入価格(CIF)に運賃コストとして含まれる。(輸入の項で詳述する。)

輸入品にかかる国内の商品税は、関税と同時に輸入者が納税することになっており、納税の大部分は商社があるので、これを原則的に扱えば、輸入品の商品税は商業の生産額と間接税に計上されることになるが、国内における生産品の価格が生産者段階での商品税を含んでいるので、これらの品目について輸入品商品税は、これとの比較を考慮し、これらの品目については関税欄と並列して輸入品の商品税欄を設け、輸入品の供給価格をCIF+関税+商品税とする。ただし商業段階で課税される第1種物品税品目については、輸入品物品税を直接商業の生産額に含め、同額を間接税に計上する。

第4節 国内生産額

産業別の国内生産額は、産業連関表を行および列の両面から統制する極めて重要な数値であり、この数値の精度は、表全体の精度を決定的に左右する。

生産の範囲は、いわゆる国内生産であり、外国公館、駐留軍政府間国際機関を除き、日本の在外公館を含む自国領域内の生産活動による財およびサービスの全てを含む。したがって外国企業の在日支店、代理店等の活動によるものを含んでいる。

産業部門別の生産額は、部門分類の項で述べたように財およびサービスの細品目別の粗生産額をそのまま基本分類部門ごとに積上げるため、それをさらに積上げた統合分類部門はもちろん、基本分類部門内でも生産額が重複計上される場合がありうる。(この結果産業間の取引きでは、基本分類部門表の場合でも自部門間の取引きがありうる。)

半製品・仕掛品の生産者在庫増減額は生産額に含め、さらに半製品のままで輸出したものも生産額に計上する。

自家生産自家消費品は、細品目に指定されたものは原則とし

て生産額に計上するが、推計基礎統計のあり方によっては計上しないこともありうる。すなわち出荷ベースの統計から生産額を推計する品目では生産額は出荷額+成品の生産者在庫増減額として捉えているため、自家消費品は一切含まれない。なお家計における自家生産品は農家における一次産業による一部の加工品を除き一切、生産額には含めない。

製造小売の生産品は、生産活動分だけを区分して、それぞれの品目の生産額に計上する。

また、工業製品については、工業統計による出荷額を基礎として生産額を推計する関係で、商社など非製造業事業所からの委託生産分が把握されないことになる。このため、工業統計による加工賃収入総額マイナス委託生産費を求め、これに製品価格と加工賃の平均的な比率を乗じたものを非製造業事業所からの委託生産分としている（詳細は、部門別推計方法の項を参照）

サービスの生産額は、売上げ収入額とするが、国公立の学校や病院など、一般政府活動のうち産業に格付けた部門は原則として経費総額を生産額とする。

なお、サービス部門の生産額の推計にあたっては、事業所ベースの産業分類による統計資料を用いていることが多い。これは商品ベースの生産額を推計する手段として使用するものであり、兼業が明らかに大きい場合等は極力本来の商品ベースに分割して推計するよう努めたが、不完全な部分もある。

以上のほか、商業・運輸・金融（帰属利子）、公務等の部門の生産額は、特殊な問題を含んでいるので、「特殊な扱いをする部門」の項で詳述する。

第5節 中間取引

産業連関表の中間取引では、列は費用構成を表わし、行は需要構成を表わすが、個々の枠目は、取引額ではなく消費額であり、かつ経常消費のみであって資本財消費は含まない。すなわち、買取り以後消費部門で原材料として在庫になったものは、生産者の製品在庫、半製品、仕掛品在庫および流通在庫と共に最終需要部門のそれぞれの在庫欄に計上する。また、資本財はどの産業が購入しても産業別には計上せず、最終需要部門の固定資本形成欄に一括計上し、これに見合う産業別のコストとして資本の年間消耗額に相当する減価償却費を計上する。

在庫と固定資本形成について、取引実態と異なったこのような扱いをする最大の理由は、産業別の投入係数の安定性を確保するための措置である。

しかし、産業別の財別の固定資本投資は生産の一種の関数値であり、これらの取引実態を明らかにすることは極めて重要であるので、45年表では、固定資本取引マトリックスを別途付帯表として作成する。

在庫投費についても同様のことが言えるが、この場合は、生産以外の要因が強く働くことや、实际上では、産業別・財別の在庫投資把握のための資料上の制約もあるので、産業別在庫マトリックスは作成せず、製品毎の所在別（生産者製品、半製品・仕掛け品、流通、原材料）の区分にとどめる。

第6節 最終需要

最終需要部門は、①家計外消費支出、②民間消費支出（家計消費支出と非営利団体消費支出の別）、③一般政府消費支出（中央政府と地方政府の別）、④国内総固定資本形成（民間と政府の別）、⑤在庫純増（生産者製品在庫、半製品、仕掛け品在庫流通在庫、原材料在庫、所在不明在庫の別）、⑥輸出（普通貿易、特殊貿易、特需の別）、⑦輸入（普通貿易、特殊貿易、関税、輸入品の商品税の別）の項目からなる。

以下各項目別に定義、範囲、取扱い上の問題点等について述べる。

(1) 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出である。粗付加価値部門の家計外消費支出（行）が各種業部門が支払った経費の額を示しているのに対して、最終需要部門欄①家計外消費支出（列）は産業が家計外消費支出のために購入した財およびサービスの種類と額を示している。

現行の国民所得統計では、この経費および支出を生産活動に必要な営業経費、すなわち中間消費とみなしそ所得および総支出には含めていないが、産業連関表では、これらは本表営業余剰の一部を構成し、産業部門から民間消費支出部門に現物で移転されるものとも考えられるので、この部分を家計外消費支出として特掲し、国民所得統計での扱いとあわせることができるよう措置してある。

家計外消費支出の範囲は、福利厚生費（雇用者所得に含むものおよび内生経費に計上されるものを除く）と、交際費、接待費および出張費から実際支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）である。

(2) 民間消費支出

家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体（宗教、労働、文化、政治、社会福祉等の団体）の財およびサービスに対する経常的な最終消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算したものである。ここでいう経常支出には、家計の場合は土地、建物以外のものに対する全ての支払を含み、家計にサービスを提供する非営利団体の場合は、企業と同様、土地、建物のみでなく、固定資産の購入も含まない。いずれの場合も在庫として残ったものを含めた財の全てを消費

支出として計上する。

海外現物贈与と海外消費支出についての取扱いについて、個人が外国から贈与されたり、日本人が外国で消費した財およびサービスは、輸入欄に一たん計上し、その需要先である民間消費支出欄に計上する。この項目に含まれる民間非営利団体は、「その他の公共サービス」部門のうち、主として家計にサービスを提供する労働組合、宗教団体、文化団体、政党、社会福祉団体、アマチュアスポーツ団体、社会保険団体などの民間非営利団体である。これらの非営利団体は、産業部門としての「その他の公共サービス」に格付けされ、その活動のための経常経費をその部門で投入し、そこで生産したサービスを一括して民間消費支出部門に産出する形式をとる。したがって、民間消費支出の総欄における個々の財およびサービスには、民間非営利団体の個々の財およびサービスの消費支出は含まれないことになる。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とにわけられる、前の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引にともなう商業マージンと運賃のみが計上されるが後者の場合には家計からの販売額はマイナスの民間消費支出とし、それを購入した部門ではその購入額を加算することになる。逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が民間消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

民間消費支出と一般政府消費支出との間には、教育費や医療費などのように、どちらの消費として計上するかの問題がある。昭和45年表では、家計から一般政府に対するすべての支払は、全く政府での振替え支出とみなし、一般政府消費支出に計上して民間消費支出には計上しない。

政府企業および企業特別会計等による企業的活動（国鉄や郵便事業等）は産業部門に格付けられ、一般の産業と同様に扱われる。しかし一般会計等で利用者からその経費の一部として料金や手数料が支払われている場合と印かん証明書の手数料のように産業に格付けされていない場合には、一般政府での支出として計上する。印かん証明等の経費も全て直接一般政府消費支出に計上される。以上のことから国公立の学校や病院の産出先是全て一般政府消費支出とする。この場合実際に料金等を支払った側が産業部門の場合は、支払産業部門において支払額だけ税外負担を行なったものとして間接税に含めて計上するが、家計が支払った場合には全く表上には計上しない。

飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費に計上せず、全て産

業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費にするものとする。ただし、企業、自衛隊および学校における給食は家計の直接消費として扱う。この場合学校の給食用政府補助費は教育の経費に含めない。

また、刑務所の飲食材料は政府消費とし、家計消費には含めない。この場合、この飲食材料費はいったん家計外消費支出に計上し家計外消費支出を公務に産出し、公務を通じて政府消費支出に計上する。

(3) 一般政府消費支出

一般政府による財およびサービスの経常購入からなる。一般政府の範囲は、2・3の政府企業会計の扱いを除いては現行の国民所得統計の範囲と一致する。すなわち、中央政府の一般会計および企業的会計以外の特別会計と地方政府の普通会計および企業的会計以外の公益事業会計等からなる。

政府の活動のうち①国公立学校、②国公立の病院、診療所、③保険会計の一部、④下水道、⑤廃棄物処理、⑥研究機関（政府）等はそれぞれ該当する産業部門に、また、その他の一般政府活動にかかる粗付加価値部分（公務員の賃金、政府建物の帰属計算部分、不動産賃貸料の分解後の付加価値部分および政府の家計外消費支出（刑務所の飲食材料費を含む））は⑦公務に格付けるので、これらに対する料金支払いの如何にかかわらず、これらの産業部門を通じて全額一般政府の消費に計上する。

当部門に計上される数値は、経常購入額であって消費の額ではない。したがって、在庫になったものを含み、資本財および資本用役は含まない。ただし、直接軍事用に使用される建築物、その他の資本財はいずれも当部門に含める。

最終需要の一般政府消費支出と財およびサービスの輸出入との振替関係については次のとおりとする。一般政府の海外に対する現物移転は一般政府消費支出とせず、財およびサービスの輸出として取扱う。たとえば、船舶の現物賠償は一般政府消費支出でも国内総固定資本形成でもなく、財およびサービスの輸出とする。ただし、防衛支出金による駐留軍への現物移転については、一般政府消費支出とし、財およびサービスの輸出には計上しない。

なお、軍事用として直接用いられる兵舎などを除いた政府所有の建物の帰属賃貸料は当部門に含まれる（道路、その他の公共施設に関するものは計上しない。）が、すでに「特殊的な扱いをする部門」の項で述べたとおり「公務」、「教育」、「医療」等の部門の経費として一たん計上したあと、これらの部門を通じ建物の帰属サービスの購入として当部門に計上される。

なお、基本分類においては、以上で規定した消費を中央政府と地方政府に分割する。

(4) 国内総固定資本形成

家計、企業、非営利団体、一般政府（直接軍事用を除く）および政府企業（政府関係機関を含む）の行なった土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の国内における購入および固定資産の振替からなり（家計については土地および建物のみ）、この資産の取得に要した直接費用据付工事、中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権、のれん代などの無形固定資産は含まない。土地は、購入費全額を計上するのではなく、土地の仲介手数料、土地の造成、改良費のみが計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が5万円以上のものとする。ただし、1品目では5万円に達しない場合でも開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的にどの品目を資本形成として扱うかは、過去の表および国民所得統計との関連を考慮しつつ個々に決定する。

鉄道、軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備および電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修として計上し資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対応する大修理、大補修は原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品については、船舶と重電機の場合は在庫に計上し、建設物は工事進捗量を生産額としており、その全てを資本形成とする。

家畜のうち役畜用（牛馬の成畜のみ）、繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜については、成長増加による固定資産振替額を資本形成とする。

直接に資本形成とするか、建設を迂回して資本形成とするかについては、建設のための財に対する支払いを建設業者が行い建設の生産額にコストとして含まれているものは建設を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設物に結合しない限り機能を発揮できないものは建設迂回の資本形成とする。

なお、基本分類では、以上の国内総固定資本形成を政府と民間に分けて計上する。政府の範囲は一般政府と政府企業（特別会計を含む）からなり、国民所得統計の範囲とほぼ一致する。

(5) 在庫純増

企業（政府企業を含む）の所有する生産者製品在庫、半製品、仕掛け品在庫、流通在庫、原材料在庫の物量的増減を年間平均価格で評価し計上する。すなわち産業間の取引では経常「消費」額を計上し、在庫はすべて一括当部門に計上する。ただし、家

計、その他の公共サービス部門に格付される民間非営利団体、一般政府の購入した財貨はすべて消費額とし、在庫とみない。また、天然資源の発見による埋蔵量の増加額は計上しない。

なお、基本分類では、上記4つの在庫欄のほか、所在不明在庫欄を加えた5つの欄がある。

(6) 輸出（特需を除く）

この部門は、外国に対する財貨および非要素用役（通信料等）の輸出（現物贈与を含む）からなる。

在外公館、駐留軍、船舶、航空機および海外旅行者については、それぞれの母国に所属させることとする。たとえば、在日外国公館における生産は日本の国内生産には含まない。また、海外における日本建設業者の建設活動も日本の国内生産には含めない。外国人旅行者の日本における消費は、輸出として、取扱う。

駐留軍による本邦からの物資調達等いわゆる特需は、この部門から切りはなし別部門で扱う。

賃金、利子、配当、海外支店利潤、フィルム賃貸料、著作権、特許権の使用料などの要素所得の取引や金融的な取引は輸出に含めない。たとえば、在日公館や駐留軍に勤務する日本人の給与は、要素用役の取引であるから輸出には含めない。

輸出の評価はFOB価格（詳細は価格評価の項参照）とする。このため、FOB価格評価時以降に輸出に伴なって、日本の企業が受取る運賃、損害保険料は、それぞれのサービスの輸出として処理するが、外国の企業が受取る輸出の運賃、保険料は当然表にはあらわれない。このほかこの部門には三国間輸送運賃、保険料、その他の用役の外国からの受取、外国人旅行者、外交団などの本邦内消費、船用品、機用品の輸出などが含まれる。

(7) 特需

日本における外国駐留軍の財貨および非要素用役の購入からなる。通常、特需（駐留軍とその軍人軍属の個人的消費からなる）と呼ばれるものであるが、防衛支出金（いわゆる円ベース特需）にもとづく現物（非要素用役を含む）の支払は一般政府消費支出に計上され、ここには含まれない。

(8) 輸入

財貨および非要素用役の外国からの輸入からなる。要素用役の取引は除かれ、現物贈与が含まれることは輸出の場合と同様である。外国からの武器等の軍事物資の現物贈与は例外として含めない。

輸入品の評価は、CIF価格とするが、輸出入品の価格評価すでに略述したとおり、輸入額は「CIF価格+関税+国産品では生産者が納税者である品目の輸入品商品税」となる。これは、競争輸入方式をとる場合、輸入品の価格を国内価格と同一水準にして評価する必要があるからである。とん税および特

別とん税は、運輸業者が沿海内水面輸送施設の使用料に含めて支払っているので、運賃に含まれており、それぞれの輸入品のC I F価格にすでに含まれていることになる。（運輸業者が外国で支払ったとん税あるいは特別とん税は、沿海内水面輸送施設提供業の輸入とする。）また、輸入品をC I F価格で評価し、輸入品に関して日本が受取る運賃および損害保険料はすでに輸入品の価格に含まれているので、この運賃および損害保険料に見合ったそれぞれのサービスは輸出として扱う。国際収支バランスとしてみる場合は、この輸出を落し、輸入合計からこの額を控除することになる。その他の取扱いは輸出と同様である。

(9) 関 稅

輸入品にかかる関税のみであり、とん税および特別とん税を含まない。とん税および特別とん税は上記のとおり、外洋輸送業の間接税に計上する。なお、国民所得概念での要素費用表示の所得を市場価格に変換するには、この関税部分と後述の輸入品商品税部分を間接税に加える必要があり、国民総支出は最終需要から関税と輸入品商品税を含まない輸入を控除したものである。

(10) 輸入品商品税

輸入品商品税は、国産品の場合には生産者が納税者である品目の輸入にかかる商品税である。国産品でも商業が納税者である品目（物品税の第1種品目）の輸入品商品税はここには計上せず、これらの税は全額商業の生産と間接税に計上する。

第7節 粗付加価値

粗付加価値は、国内生産部門の生産額（生産者市場価格）から生産のために投入した中間生産物（サービスを含み、購入にあたっての流通マージンを含む市場価格）の額を控除したものであり、①雇用者所得、②営業余剰、③資本消耗引当、④間接税（関税を除く）、⑤経常補助金（控除項目）と先に述べた、⑥家計外消費支出、⑦福利厚生費、⑧交際・接待費、⑨出張の日当と宿泊費、⑩その他の家計外消費支出）からなる。

以下、各項目別に定義、範囲、取扱い上の問題点等について述べると次のとおりである。

(1) 雇用者所得

雇用者所得は、雇用者の賃金、俸給のほかに、重役俸給（益金処分による役員賞与を除く）議員歳費、チップなどからなる。賃金、俸給は常用、日雇を問わず、また、日本人と外国人を問わず、国内生産に従事した雇用者の得る現金給与および現物給与の総額である。

また、雇用者所得は、社会保険料の負担分（雇用者負担分のほか雇用主負担分も含む）と退職金および退職年金積立金を含み、所得税は控除前のものとする。

現物給与は、事業所が提供する定期券等の通勤費、職員食堂等の給食費（または給食補助費）および給与住宅の差額家賃（維持・管理コスト一入居者の支払家賃）に限定する。その他これに類似したものは福利厚生費とみて家計外消費とするか、内生経費（作業服保安帽等）とする。

臨時雇い、日雇い、パートタイマー等の支払いは雇用者所得に含むが、雇用関係をもたない内職者に対する支払いは、支払産業の営業余剰に含め、雇用者所得には含めない。

なお、前述の給与住宅の差額家賃に関連して、「市中価格一支払家賃」を雇用者所得に含めるとの意見もあるが、各産業のコストバランスを考慮すると「コスト一支払家賃」とするのが適切であると考えた。ただし、住宅賃貸料部門の生産額に含まれる給与住宅の帰属賃貸料は市中価格をもって評価し、「市中価格一コスト」は住宅賃貸料部門の営業余剰に計上した。

(2) 営業余剰

要素費用表示による純付加価値から雇用者所得を控除したものである。

その内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子、使用動産や不動産の純賃貸料からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させたためである。

使用動産の純賃貸料を上記のように扱うのは、生産と生産のための資本を結びつけてみようとするいわゆる使用者主義によるためである。ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の資本については、例外的に所有者主義によっているので、営業余剰はそこで発生することとする。（「特殊な扱いをする部門」の項を参照）

また、支払利子については、所得を発生主義でとらえ、金融的取引は記録しないことによっている。支払利子に関連して、金融機関からは、借入額に比例した帰属金融サービスを受けていることとするため、その分だけ営業余剰が減少することに注意すべきである。

(3) 資本減耗引当

資本減耗引当は、減価償却のほか固定資産に関する予知されている陳腐化および偶発損からなる。資本財の範囲は、国内総固定資本形成の項で述べたとおりである。一般道路その他の公共施設については償却を行なわない。

資本減耗引当の部門別の配分に当っては、前述のとおり、原則として使用者主義によっている。したがって他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

ただし、上述のとおり物品賃貸部門の場合は所有者主義によ

るので、使用者は賃貸料を支払い、物品賃貸業すべての経費を計上する。

(4) 間接税

間接税の範囲は、食管（補助金の項で説明）の扱いを除いては現行国民所得統計における間接事業税および税外負担と一致する。

ただし、このうち関税と国産品では生産者が商品税を支払っている品目の輸入品商品税はこの項に含めず、最終需要欄で控除項目として計上している。

関税と輸入品商品税を除く間接税の産業別配分については、原則として直接に税を支払った産業に負担させることとする。したがって、商業が支払った間接税は商業の生産額に含まれるが、例外として軽油引取税は生産者が支払ったものとして扱う（価格評価の項参照）。固定資産税については、不動産賃貸料の取扱いに対応して、物品賃貸業を除きその不動産を使用する産業に計上する。また輸入品の商品税は輸入の項で述べたとおり大部分は輸入品商品税欄に計上するが一部は商業の間接税に計上される。

(5) 補助金

補助金の範囲は、食管分の扱いを除き現行の国民所得統計における取扱いと一致する。その部門別配分については前項の間接税の取扱いと同様とする。

ただし、食管の赤字は、国内産米麦と輸入米麦による赤字、黒字に分け、赤字を補助金、黒字分を間接税とし、主として精米部門に計上し、一部を消費産業別に計上する。

第8節 特殊な扱いをする部門

(1) 商業部門と運輸部門

産業連関表で産業間の取引きをそのまま忠実に示そうとするならば、各産業の生産物の相当大きな部分が商業部門を通ることとなり、かえって産業間取引の実態がわからなくなるおそれがある。

そこでこの混乱をさけるため、特殊な扱いの一つとして、財の取引きは供給部門と消費部門とで直接行なわれこの取引きに商業部門は商業粗マージンだけを付加すると考え、消費部門に商業サービスを提供したものとして扱うこととしている。したがって、商業部門の生産額はこれら粗マージンの合計額である。このことによって、生産者価格評価表では、取引きした財とは別個に商業サービスが提供されたものとし、消費部門の各原材料にかかる商業マージンを商業部門の行に一括計上する。

購入者価格評価表では、個々の財の取引額に商業マージン額を含めて計上するため、商業部門の行ではなく、当然各産業部門の商業部門からの投入はない。

運輸業の場合は、商業の場合と異なり、財の買取りを行なわないが、商品の移動に伴ってサービスが付加される事情は商業と変わらないので、商業部門と同様に特殊な扱いをする。

生産者価格評価表と購入者価格評価表の相違は、主として上記両部門の財取引きに伴なうマージン分を各欄目毎の生産者価格取引額に加えるかどうかにかかっている。

ただし、両部門とも上記のような財取引きに伴う流通マージン以外に、直接コストとしてのサービスを提供する場合が考えられる。たとえば、生産工程中の運搬活動など、直接に財の取引きに結び付かない運輸サービス等であるが、これらは生産者価格評価表でも購入者価格評価表でも、両部門の行に直接計上される。（これらを便宜コスト的商業、コスト的運賃という。）なお、同一消費部門内での中古品の取引きは、取引きに伴なうマージンのみが計上されるので、このマージン額はいずれもコスト的商業、コスト的運賃の扱いと同様の扱いとする。

(2) 帰属計算部門

預貯金の管理、貸付、融資業務など狭義の金融（金融の帰属利子部門）、企業会計を除く政府の建物（公務、教育、医療などの部門）、個人所有自己使用の住宅および給与住宅（住宅賃貸料部門）は帰属計算を行なう。

帰属計算方法とは、市場では実際に取引きが行なわれていないうが、実質的には効用が発生し、これを享受しているものがある場合、この効用を市場価格で評価して生産額に計上し、この効用を享受している部門の経費なし消費として計上する方法である。

金融（帰属利子）は、受取利子と支払利子の差額分を金融サービスの生産額とし、これを預金者と貸付者の双方に帰属させる。すなわち金融機関の社会的サービスは、本質的には、

- ① 預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給すること。
 - ② 直接金融が一般的でない社会において、企業に対して融資のルート並びに資金の集中を確保すること。
- の2点とみて、主として貸付け先（資金需要者）に対してサービスを供給しているものとみる。一方、預金者には、小切手等の支払業務に対して、当座預金利子を付けないことによって、手数料相当分のサービスを提供しているものとみる。

したがって産出先は生産額のうち、（平均当座預金残高）×〔普通預金年間平均利子率（=0）を各部門（家計を含む）の平均当座預金残高で配分し、残りの額を平均貸付残高によって配分する）

これを記号で示すと、

	金額	利子率
預金	A A ₁ (当座預金) A ₂ (普通預金その他)	0 α
貸出	B B ₁ (当座預金者に産出する分) ... B ₂ (貸付先に産出する分) ...	β $(B\beta - A_2\alpha) - A_1\alpha$ $= B\beta - (A_1 + A_2)\alpha$ $= B\beta - A\alpha$
の場合、生産額は	$B\beta - A_2\alpha$ で表わされ、	
産出	{ 当座預金者に産出する分...A ₁ 貸付先に産出する分... (B ₂ - A ₂ α) - A ₁ α = B ₂ - (A ₁ + A ₂) α = B ₂ - A α	

で表わされる。

企業会計を除く政府の建物の帰属計算分は、減価償却分を使用産業（国公立学校・病院等）と公務（その他の一般政府）に計上する。（内生経費と人件費はすでに経常経費または一般政府消費に計上済みとみられ、政府活動という立場上、純賃貸料=利潤相当分を計上する必要を認めない。）

個人所有自己使用的住宅および給与住宅を市中の粗賃貸料で評価したものを住宅賃貸料に含めて住宅賃貸料部門の生産額として計上し、全額民間消費支出に産出する。

(3) 仮設部門

実際には部門として存在しないか、または独立したアクティビティとみられない場合でも、作表技術上の理由から仮りの部門として処理し、事後的にこれらの部門を、投入した産業の直接経費として仮設部門の投入品を分解して投入する場合があるがこれらの部門を仮設部門といふ。

45年表では40年表と同様「不動産賃貸料」「事務用品」「梱包」を仮設部門とした。45年表では当初さらに自家輸送、自家広告、自家工業用水、自家研究、自家教育、自家廃棄物処理、自家倉庫の7部門を仮設部門として扱うこととしたが、資料の制約によって、自家輸送を除いては推計できなかった。

また、「分類不明」および「家計外消費支出」の扱いも一種の仮設部門としての扱いであり、専ら特殊的な意味での仮設部門である。

これらの部門は、一般には例えば「梱包」のように、各産業でその作業が共通的にみられるいわゆる一種の活動単位を構成しているが、通常の概念として取立てて産業部門として計上する必要が認められないものである。しかし各産業部門で共通にみられる活動であり、企業会計も一本で把握している場合が多く、またどの産業でもその投入構成が類似的とみられるところから、これを仮りに部門として捉え、事後的に行列を比例的に分解することにより、直接に各産業における財およびサービスの投入を行なった場合と同様の結果を得ようとするものである。この場合の仮設部門の投入は、経常消費の財およびサービスに限ることとし、要素費用は計上しない。

仮設部門として扱うケースはいくつかに分けられる。梱包や上記自家活動部門のように、アクティビティベースを厳密に適用すれば部門として計上出来るケースや、事務用品や家計外消費支出のように全く作表上の便宜からまとめられるケースなどである。

また、不動産賃貸料のように、使用者主義によって計上する一つの方法として仮設部門として扱う特殊なケースもある。

なお、分類不明は、概念上は、各部門に属さない活動をここにまとめたものと理解できるが、实际上は行と列の推計誤差の集積としての調整项目的役割りが強い。したがって実際的には、この部門の行、列の構成には、なんらの法則性がなく、他の仮設部門とは区別する必要がある。付言するが、分類不明を概念どおりに理解すれば、当然その計表は、全てプラスにならなければならぬが、調整項目として理解すれば、マイナスの計数でもプラスの計数でもその意味には差異がないので、作表上の困難性をも考慮してマイナスの計数もありうるものとする。

なお、仮設部門は、究極的には各産業部門の直接投入としてその投入財およびサービスが産業毎に分解されるわけであるが波及効果の計算では、仮設部門を建てたままで計算しても、各産業への影響は全く同一結果となることや、分解以前の項目自体が一つの大きな情報となること、および分解作業自体が極めてはん雑であることなどを考慮し、考え方は別として、今回は仮設部門の分解作業は行なわない。

(4) 使用者主義と所有者主義

本表では、動産や不動産など生産設備は、原則として使用者主義によることとする。すなわち、設備の所有のいかんや、経費の直接負担者のいかんを問わず、これらの設備使用に伴なう経費（償却費を含む）や利潤相当分など全てを、設備を使用した部門に直接計上する方法である。具体的には、使用した産業が設備について支払った賃貸料相当分だけ減価償却費や維持補修費および純賃貸料（貸したことによる利潤）相当分の営業余剰を直接計上する方法である。

この場合、動産については全く直接に経費等を計上するが、不動産については仮設部門の不動産賃貸料部門の取引きを通じて、最終的に使用産業の直接経費として計上する方法をとる。これらの方法をとる最大の理由は、投入係数の安定性を確保するためである。

ところで、従来これらの賃貸は専ら業として行なわれていた部分が小さかったとみられるが、最近では、電子計算機など特定の物件について、専ら賃貸を業とするいわゆる物品賃貸業のウェイトが高まっている。これらの状況を考慮し、本表では日本標準産業分類の電子計算機・同付属装置賃貸業、業務用物品（除く電算機等）賃貸業、貸自動車業、物品賃貸業（その他の

対個人サービス部門に含まれる。)に、規定する活動を専ら業とするものに限って使用者主義の原則から除外し、所有者主義によって扱う。従って、設備の所有に伴なって必要とする経費をこれらの産業部門に計上する。

(5) 政府活動

財貨およびサービスは、通常市場において生産コストをカバーする価格で販売することを目的として生産されるが、財貨およびサービスは、産業の主たる単位である企業の活動によってのみ供給されるのではなく、政府および民間非営利団体の活動によっても供給される。

この場合、政府および民間非営利団体の活動は、大きく(1)性質上商品と認められる財貨およびサービスを国民に販売することを主たる業務とする活動と、(2)いわゆるその他の財貨サービスを提供する活動とに分けられる。

1) 一般政府の企業的活動

財貨およびサービスを国民に販売することを主たる業務とする政府の活動は、①たとえその価格が全生産コストを完全にカバーしていなくても、企業の事業所の産出物と同じ性格をもつ財貨またはサービスを市場向け(政府の使用を含む)に生産し、かつ生産技術や投入が企業の場合とほぼ同様であり、しかも②財貨およびサービスの供給代価が供給される財貨サービスの量と質に正比例し、③その買入者が購入者の自由意志による場合には、このような活動は商品の生産活動として私企業の生産活動と同一に扱うべきであろう。このケースの活動としては、国公営企業や企業特別会計にみられる諸活動があげられる。

また多くの場合、企業の事業所が提供するような種類の財貨サービスを政府部门の事業所が、政府自身の用に供するため生産している場合も、本来の政府活動から分離し、商品生産活動として扱うべきであろう。このケースとしては印刷局や造幣局などの例があげられる。

さらに政府の公務員住宅の賃貸活動や政府自らが使用する建物の賃貸活動(帰属サービスを含む)等も一般の商品としてのサービス生産活動として扱うべきである。

以上の政府活動はこの産業連関表では一般的商品生産活動と全く同じように扱ういわゆる「企業的活動」とする。すなわち、生産額を売上げ金額ないし、これに相当する評価額で計り、投入においては一般会計等からの繰入れを補助金に計上し、余剰は黒字、赤字とも計上し、産出先は代価支払先とする。

2) 一般政府の消費活動

政府の活動のうち、その他財貨サービスの提供者としての活動は、その生産のためのコストをカバーするような価

格で市場において販売されないものであるためその性格、コスト構造および資金源において上記の企業的活動とは相異する。

政府のカテゴリーに属する主体は、自ら生産した財貨サービスの大部分を、一方において最終消費をする主体でもあると考えられる。一般政府の活動とは、もし一般政府自らが供給しなければ便利にかつ経済的に供給されないような社会共通の公共的サービスの供給を行なうこと、ならびに国家を管理し、経済的、社会的政策を行なうことを目的とし、その活動の範囲は、①行政、国防、治安の維持、②保健、教育、文化、レクリエーション、その他の社会サービス、③防火、道路照明、衛生、道路、その他の公共サービス、④経済成長、福祉、技術開発の促進などが含まれる。

新SNAによれば、その他の財貨サービスの供給者としての一般政府の活動は、一たん財貨サービスの供給者として内生部門に計上し、最終消費者としての一般政府において消費するものとして扱うこととしているが、本産業連関表では、従来の経緯もあり、これらの活動は原則として財貨サービスの生産活動とはみなさず、一般政府の消費活動とみなし、経費を最終消費者としての「一般政府消費支出」欄に直接計上することとする。

3) 一般政府の非企業的活動

上記(2)の扱いにも拘らず、その他財貨サービスの提供者としての政府の活動のうち、國の国立学校特別会計、國立病院特別会計、保険特別会計の一部、地方公共団体の病院事業会計、学校事業会計、公共下水道事業会計、清掃事業会計の活動は、例外として、一たん教育、医療、保険業、などの産業部門に格付けることとする。生産額は、その経費をもって測り、その産出先は、受益者による料金の支払の如何に拘らず全額を一般政府とすることによって「一般政府消費支出」の範囲に含める。この場合、料金相当分を、その支払者が税外負担を行なうものとして間接税欄に計上する(ただし、家計の支払分は表上には表われない。)

また上記の一たん産業に格付けたもの以外の、一般政府活動にかかる公務員の賃金や政府の建物の帰属賃貸料、不動産賃貸料の粗付加価値部分および家計外消費支出額を一括して「公務」部門の生産額とし、これまた一たん産業部門に計上し、これを最終消費者としての一般政府消費支出欄に産出することとする。

ところで、一般政府には狭義の政府機関のほかにそれと類似の活動をする特定の社会保障組織および特定の非営

利団体を含む場合がある。

すなわち、わが国の事業団、その他の特殊法人等の一部は、それが家計ないし産業に奉仕する非営利団体ともみることができるが、その態様をみると、完全にまたは主として政府によって資金の供給を受けたり、支配を受けたりしている場合が多く、これらはむしろ政府の手足としての機能を果しているものとみるべきである。

新SNAでは、公的機関の資金供給や支配の程度によって区分しようとしているが、これらの規定からみると、わが国での上記団体の多くは一般政府に含まれる要素が大きいとみられる。しかし国民所得統計によれば、事業団やその他の特殊法人の活動の多くは、従来からの経過や時系列比較の問題もあって、一般政府の範囲に含めていない。産業連関表では従来どのように扱ってきたかはかならずしも明確ではないが、一般政府の範囲を国民所得統計に合せていたのである。これらの活動は民間の非営利団体としてその他の公共サービス部門に含めていたものと理解される。しかしこのように理解してもこれらの産出先がどのように扱われているかに問題が残るので、昭和45年表の作成に当たり、従来の「その他の公共サービス」部門から「社会公共サービス」部分を分離し、上記の一般政府の手足として機能している10事業団の活動を格付け、この「社会公共サービス」部門の産出先を一般政府消費支出として扱うこととした。

しかし、これら、10事業団の生産額が小さく、特掲すべき活動部門とする利点が小さいこと、また、これらのうち4事業団については、総理府統計局の「科学技術研究調査」等において研究団体として格付けされており、生産額投入額および産出額把握上の便から、「学術研究機関（民間）」として扱うこととした。残りの6事業団については、政府にサービスを提供するその他公共サービスとし、その産出先は「一般政府消費支出」部門とすることとした。

政府機関等の上記の扱いに関しては、付録「政府諸機関の扱い」を参照されたい。

第9節 副産物および屑の扱い

通常1つの生産活動は、1つの生産物しか生産しないが、1つの生産活動が2つまたはそれ以上の生産物を生産する場合がある。この時、その生産活動を1つの生産物で分類してしまうと、その分類の中に他の生産物が入ってしまう。副産物と類似の言葉に副次生産物、屑という言葉がある。副次生産物とは、ある事業所で異なる生産活動によりA・B 2つの生産物が生産されたとき、ウエイトの低い方の生産活動を指すのである。副

産物とはある生産活動の結果異なる生産物を生産した場合にウエイトの低い方の生産物であって、そのウエイトの低い生産物を主産物として生産するアクティビティが別にあるものをいう、屑は、副産物と異なり、これを主産物として生産するアクティビティがないものである。副次生産物は、アクティビティ・ベースでは別の部門の生産物として分割されるので取扱い上問題は起きないが、副産物および屑は、産業連関分析の基本モデルが前提としている結合生産物の非存在の仮定に背くため、その取り扱いが問題となる。これが副産物の取り扱いの問題である。この場合の取り扱いとしては、4つの方法が考えられる。

いま主産物Aを90、副産物Bを10生産する産業があるとする。この場合、

Ⓐ インプットでは、副産物Bの生産アクティビティをそのままA産業に格付けし、

アウトプットでの扱いは、

I 副産物も、直接A部門からその需要部門へアウトプットする（副産物のアウトプットも主産物のアウトプットと同じ行に記載される。）……これを「一括方式」という。

II 副産物を一旦B部門に格付けし、（Aの行とBの列の交点に副産物の生産額を記載し、）B部門からその需要部門へアウトプットする。この場合A部門にも、B部門にも副産物の生産額が計上される……これを「トランスマスター方式」という。

III 副産物はAへのBのマイナスのインプットとする。（Bの行とAの列の交点に副産物の生産額をマイナスで記載し、副産物BのアウトプットはB部門からその需要部門へ行なう。）この場合、どちらの生産額にも副産物の生産額は計上されない……これを「マイナス投入方式（ストーン方式）」という。

Ⓑ 主産物と副産物の比でその生産のアクティビティ（インプット）を分割し、その分割された副産物のアクティビティを、それを主産物として生産する部門のそれに加える。……これを「分離方式」という。

これらを産業連関表に表示すると、それぞれ次のようになる。

		Ⓐ 一括方式		
	A	B	その他	計
A			100	100
B				0
その他	100			100
計	100	0	100	200

ⒶⅡ トランプ方式

	A	B	その他	計
A		10	90	100
B			10	10
その他	100			100
計	100	10	100	210

ⒶⅢ マイナス投入方式

	A	B	その他	計
A			90	90
B	-10		10	0
その他	100			100
計	90	0	100	190

Ⓑ 分離方式

	A	B	その他	計
A			90	90
B			10	10
その他	90	10		100
計	90	10	100	200

これらの取り扱いの方法を産業連関分析の面から考えてみると、

ⒶⅠの方法は、副産物の問題を無視することであり、問題の解決とはなっていない。しかし、副産物が余り重要でない場合は便宜的に許されよう。

ⒶⅡの方法は、Aに対する需要はBの生産に特別の影響は与えないが、Bに対する需要はAの生産を誘発するという歪んだ形となっている。たとえば、26年表(通産省)では、都市ガス部門の副産物であるコークスを、コークス部門へトランプアーリーとして扱っているため、コークスに対する需要が増大すると都市ガスの生産を誘発することになり、経済の実体に反している。

ⒶⅢの方法は、Aに対する需要はBの供給をまし、Bの生産活動を抑制するが、Bの需要はAに波及しない。これは、副産物のBの方が専業によるBより競争力が強い場合には比較的経済の実体を反映しているといえるが、Aへの需要が大きく、Bへの需要が非常に小さいときには、専業部門であるBの生産がマイナスになることがあって不都合な面がある。

Ⓑの方法は、ⒶⅡや、ⒶⅢのような奇妙な波及効果は示さないが、もともとアクティビティは分割不可能な完結体であって、たとえ形式的に分割したとしても主産物のアクティビティと副産物のアクティビティは、同一水準で稼働しなければならない。

それにもかかわらず、主産物の需要と副産物の需要の比の如何によって分割されたアクティビティの稼働水準が異なってしまい、この点で非現実的である。いずれにせよ、産業連関分析の基本モデルでは、もともと、結合生産物の非存在、すなわち、1つのアクティビティは1つの生産物しか生産しないものと仮定しているのであるから、この仮定に対応するような理論的に正しい副産物の処理方法はないというべきであろう。

屑についても、副産物と全く同様に考えることができる。

わが国の表では、副産物、屑とも原則として、ⒶⅢのストーン方式を採用するが、一部ではⒶⅡのトランプ方式(新聞の広告の扱い等)やⒶⅠの一括方式(パルプ廃液等)をとるものもあるが、Ⓑの分離方式をとるものはない。

なお、購入者価格評価表における副産物、屑の扱いは、基本様式でも示したように、個々の取引き枠内では、いちいち「マイナス」投入は行なわず、発生した副産物、屑を一括して粗付加価値部門の下に設けた「副産物・屑発生額」部門にマイナス投入し、同時にもの別の副産物・屑発生額合計を供給額欄に計上し、行列のバランスをとる方式とする。

第10節 輸入の扱い

輸入の扱いには原則として2つの方式がある。その1つは、輸入品は国産品と全く同じ財貨であっても、その生産された経済圏を異にするという理由で国産品と全く別扱いする方法で、これを普通「非競争輸入型」と呼んでいる。これに対し、いま1つは、同じ財貨であれば、あるいは、同じ部門に分類できれば輸入品も国産品も全く同じ扱いにする方法で、これを普通「競争輸入型」と呼ぶ。

なお、ここでいう競争、非競争とは純粹に方式に与えられた名称であって、綿花のように国産品がなく、したがって国産品と競合しない輸入品を非競争輸入品と称し、鉄鋼のように同一の国産品があってそれと競合する輸入品を競争輸入品と称するのとは、一応別個の概念である。つまり、非競争輸入品を表示する方法を非競争輸入型と呼び、競争輸入品を表示する方法を競争輸入型と呼ぶのではない。非競争輸入品を競争輸入型で表示することも、競争輸入品も非競争輸入型で表示することも、どちらも可能である。

さて、非競争輸入型では、同一財に国産品部門と輸入品部門という2つの部門を与えて表を作成するⒶⅠ基本型とこの型で輸入品部門の財貨を区別せず、輸入品一本として表示するⒶⅡ簡略型がある。

Ⓐ i 非競争輸入型(基本型)

	農業	工業	消費	投資	輸出	輸入	生産額
国産農業	6	14	60		20		100
工業	15	85	30	60	10		200
輸入農業	4	6	20			-30	
工業	5	15		10		-30	
付加価値	70	80					150
生産額	100	200	110	70	30	-60	450

Ⓐ ii 競争・非競争型

	農業	工業	消費	投資	輸出	輸入	生産額
農業	8	16	80		20	-24	100
工業	19	100	30	70	10	-29	200
完全非競争輸入品	3	4				-7	
付加価値	70	80					150
生産額	100	200	110	70	30	-60	450

Ⓐ ii 非競争輸入型(簡略型)

	農業	工業	消費	投資	輸出	輸入	生産額
農業	6	14	60		20		100
工業	15	85	30	60	10		200
輸入	9	21	20	10		-60	
付加価値	70	80					150
生産額	100	200	110	70	30	-60	450

競争輸入型では、その行は国産品と輸入品をこみにした総供給の配分を表わすことになり、そのアウトプット合計はインプット合計たる国内生産額を輸入分だけ超過することになる。そのバランスを合せるために、マイナスの最終需要として輸入を最終需要部門の一部に入れる。マイナスの需要とは、供給のことである。

これを図示すると、Ⓐのようになる。

Ⓑ 競争輸入型

	農業	工業	消費	投資	輸出	輸入	生産額
農業	10	20	80		20	-30	100
工業	20	100	30	70	10	-30	200
付加価値	70	80					150
生産額	100	200	110	70	30	-60	450

なお、非競争輸入品は、もしそれに1つの独立した部門を与えるならば、それに対応する国産品がない以上、非競争輸入型でも競争輸入型でも全く同じ型になる。本表の基本分類は列部門より行部門の数が多いて長の分類となっており、縦に相当輸入品部門が作られているが、このうちにはこの完全非競争輸入品部門が含まれている。これが下の競争・非競争型の扱いといわれている。

わが国の表では、生産者価格評価表の基本構造でみるとおり輸入を競争輸入型で扱っているが、付帯表として輸入品の取引表を作成するので、生産者価格評価表からこの部分を差引いて、国産品取引表を作ることができる。国産品および輸入品の両取引をあわせれば非競争輸入型(基本型)の取引表を準備することができる。

第11節 国民所得統計との関係

(1) 産業連関表と国民所得統計とは国民経済計算体系のなかにあってきわめて密接な関係をもっている。

国民所得統計が産業の生産活動によって新らしく「付加された価値」を観察の対象としており、一方、産業連関表は産業の生産活動そのものを観察の対象にしていて、そこに「付加価値」が生みだされる状況もしめしている。

(2) 極めて大まかに言えば、「粗付加価値」欄が「関税」欄も合わせて国民所得統計でいう生産国民所得および分配国民所得に、また「最終需要」欄が「輸入」欄も合わせて支出国民所得に見合っている。

しかし、このような共通部分についても、両者の理論的発展の経緯や利用目的の相違から、概念、定義について、また推計結果についても必ずしも一致していない。

概念、定義上の相違点の詳細については、本章前節の「最終需要」および「粗付加価値」の記述、ならびにこれらの部門についての第4章の記述を参照し、計数からみた相違点については第1章を参照されたい。

(3) 現在の両者の主な相違点を列記すれば、次のようになる。

1) 産業連関表では、国内概念をとっているが、国民所得統計では国民概念をとっている。

2) 産業分類について、産業連関表が生産活動単位による分類を探っているのにたいして、国民所得統計は事業所単位による分類を探っている。

3) 産業連関表では、家計外消費支出は現物所得あるいは家計消費支出の性質をもっているものとみられるので、これを「粗付加価値」欄および「最終需要」欄の1項目

に立っているが、他方この支出は企業にとっては中間経費として取扱われているので、所得に算入していない。

4) 産業連関表では、関税を需要の側にマイナスで計上しているが、国民所得統計ではこれを間接税に含めている。

第12節 SNA体系との関係

(1) SNAにおける産業連関データの概要

国際連合が1968年に改訂したSNA(国民経済計算標準体系, A System of National Accounts)は、国民所得統計、産業連関表など国民経済計算の全体系を組織的、齊合的に網羅する膨大な体系となっているが、この中でも産業連関体系を包括的に含んでいることが特色の1つとなっている。体系に含まれる産業連関データは、産業別商品投入構成表(U表)と産業別商品産出構成表(V表)の両表に現われており、この両表を用いて商品と商品、または産業と産業のクロス体系の産業連関表が導かれる事となっている。

SNAの全体系から産業連関データ部分を抜き出してみると概略つきのとおりである。(詳細は行管資料「国連の新SNAにおける産業連関表の取扱いについて」を参照のこと)

商品 産業 最終需要		
商 品	u	e
産 業	v	
付加価値	y'	
d	g'	η

このデータを産業連関表に関連させてみると、U表が産業連関表の中間投入(または中間需要)に相当し、y'が一次投入、eが最終需要マイナス輸入に相当する。しかし、Uおよびy'の列が産業区分であり、一方Uおよびeの行が商品区分となっており、双方が統一されていない点が産業連関表と異なっている。ところでSNA体系ではさらにV表を含んでおり、このV表の情報とU表の情報から、基本的には2つの技術仮定を用いて数学的手法により、商品と商品または産業と産業のクロス体系に転換しようとしている。2つの技術仮定とは、商品技術仮定と産業技術仮定であるが、前者はある商品がどこで生産されようとも同一の投入構造をもつものとする仮定であり、後者は、ある産業はその生産物混合がどんなものであっても同一の投入構造をもつものと仮定することである。

ところで、これらの産業連関データから商品×商品表および産業×産業表を求めるための数学的手法を略記すれば、以下のとおりである。

(商品技術仮定では)

$$\begin{aligned}
 q &= U_i + e \\
 &= B g + e \\
 &= BC^{-1} q + e \\
 &= (I - BC^{-1})^{-1} e \\
 g &= C^{-1} (I - BC^{-1})^{-1} e \\
 &= (I - C^{-1} B)^{-1} C^{-1} e
 \end{aligned}
 \quad \left. \begin{array}{l} \text{ここで } B \text{ と } C \text{ は} \\ \left. \begin{array}{l} U = B g \\ V = C g \end{array} \right\} \text{ で示される} \end{array} \right)$$

したがって、産業連関表の投入係数行列をAとすると、この仮定による商品×商品表のAは $B C^{-1}$ であり、産業×産業表のAは $C^{-1} B$ である。

(産業技術仮定では)

$$\begin{aligned}
 q &= U_i + e \\
 &= B g + e \\
 &= BD g + e \\
 &= (I - DB)^{-1} e \\
 g &= D(I - BD)^{-1} e \\
 &= (I - DB)^{-1} De
 \end{aligned}
 \quad \left. \begin{array}{l} \text{ここで } D \text{ は} \\ \left. \begin{array}{l} V = D q \end{array} \right\} \text{ で示される} \end{array} \right)$$

ここでも、産業連関表の投入係数係数行列をAとすると、この仮定による商品×商品表のAはBDであり、産業×産業表のAはDBである。

両仮定によるAの計算方法のうち、商品技術仮定では、計算上C行列の逆数が利用されることにとくに注意を喚起し、この場合は産業と商品の部門数が等しくなければならないことを指摘している。(数学的手法としては、このほか、商品技術仮定と産業技術仮定との混合方式を提起しているが、ここでは省略する。)

(2) SNA体系への対処

さて、わが国においては、現在、経済企画庁その他においてわが国の国民経済計算体系全般に亘り、SNAにどう対処するかの研究が行なわれている段階にあるため、さしあての昭和45年産業連関表作成方針には、この研究結果を反映させることができない。

そこで、産業連関表作成機関としては、SNAに関しては全体系から切離し、産業連関分析に関する事項についてのみ一応の検討を行なった結果、SNAとの関係はつぎのように対処することを決定した。

(結論)

- (1) SNAに対する措置は、わが国における国民経済計算体系全体の検討結果にもとづき、次回、昭和50年表作成時に抜本的に検討する。ただし、昭和45年表のために定義等について変更を行なう場合は、将来の発展方向および国民所得統計との関連を勘案して対処する。
- (2) 昭和45年表は、従来の商品×商品のクロス体系表(A表)

の原表)とし, SNAでいうU表は直接には作らない。

ただし, V表は付帯表として作成する。

- (3) 現在行なわれている国民経済勘定研究委員会(経済企画庁)の検討経過によつては, SNAで提起する数学的手法を逆に利用し, A表からU表の試算表を作成する。

商品技術仮定による $A = BC^{-1}$ 式により, $AC = B$ としてU表を試算する。この場合Cの逆数を利用する必要がないので、V表は必ずしも正方行列である必要はない。またA表のマイナス投入個所はあらかじめ調整する必要がある。

- (4) 商品税を除く基本価格評価はとらない。ただし, 商品税の免除マトリックス表は付帯表として作成する。

- (5) 副産物・屑の扱いは, 従来どおり原則としてマイナス投入方式(ストーン方式)をとる。

(理由)

- (1) SNAでは, 商品とこれを生産する産業の関係を1対1で対応させることができ実態的に無理であるという前提から出発している。

しかし, 産業連関分析体系としてみるとかぎり, 究極的には産業連関分析で必要と考えられる商品×商品, あるいは産業×産業という同一分類の対応体系を追求しており, この意味では, 従来のわが国の商品×商品体系と基本的には目的が一致している。

- (2) SNAでは, 「販売構造は通常商品別に把握されるのに対し, コスト構造は通常産業別に把握される。商品別のコスト構造を観察することは, 一般的に不可能であり, せいぜいその商品を主産物として生産する産業のコスト構造しか把握できず, 実際問題として事業所のコスト構造をさらに細かい生産単位にまで配分するためには, 多くの仮定を導入しなければならないからである」としている。

しかし, もともとコスト構造は事業所単位によってのみすべてが把握できるのではなく, 企業ベースでなければ把握できない部分もあり, 事業所ベースで把握する限りすでに仮定が必要になるわけである。むしろ商品ベースの場合には技術関係としての原単位把握の方法等もあるほど, 要は各国の統計事情に左右される場合が多いと思われる。

- (3) 同一分類のクロス体系を導き出すため, SNAでは「仮定」の問題として, ①商品技術仮定 ②産業技術仮定 ③両者の混合仮定を用いることとしている。

しかし, これらの仮定はあまりにも機械的であり, U表, V表のみを利用する限り, U表によるプロダクト・ミックスによる投入構成の枠から脱け出すことができない。

全体系上の関係は別として, 産業連関分析上の問題に限れば, 以上の機械的な仮定は, 分析上に決定的な欠陥をもたらす。

- (4) わが国の統計事情についてみれば, たとえば農産物については, 各種の生産費調査があり, 工業製品についても生産動態統計調査の原材料消費統計が比較的整備されるなどの特徴があり, また, 技術的にも原単位に関する情報が多い。したがってクロス体系として把握する場合は, 原材料, 燃料, 動力等に限れば, むしろ商品ベースとして推計した方が有利な面も多い。

ただ, 間接経費については, 確かに事業所ベースないし, 企業ベースの把握が容易であるが, この場合でも商品の産業別産出率で機械的に配分せず, 経費種目に適合した個々の配分規準によって按分調整しており, 機械的な仮定によるものに比べて, 実態に則した配分が行なわれるものと思われる。

- (5) 以上の事情を総合すれば, 従来のわが国での産業連関表体系は, 基本的には変更の必要性は認められない。

ただ, SNAの全体系上の問題点として, どうしてもU表が必要であるとすれば新しくV表を作成し, 従来の表による投入係数Aから技術仮定にもとづくSNAの移転手法を逆に利用してU表を求めれば, 少くともU表からA表を作成する精度より, より高い精度で実態に近づくことが可能である。

- (6) V表の作成は, 資料上必ずしも容易ではないが, 事業所として最もプロダクト・ミックスの多い製造業では, 工業センサスによって産業の商品別産出率が把握できる。

他の産業についても情報が皆無というわけではないので60程度の統合部門であれば, あるいは作成可能と思われる。

- (7) SNAでは, さらに商品税の扱いとして, 基本価格評価方式を提起している。

分析上の観点からみれば, 取引価格の評価は, 生産者統一価格によることが望ましいことはいうまでもない流通マージン同様SNAでは商品税が需要部門によって免除されたり, 軽減されたりする場合に, これをそのまま表上に表わすことは, 波及計算上好ましくない点を指摘し, 生産者価格-商品税=基本価格をもって評価すべきであるとしている。(なおSNAでは, 統一価格評価については明確には述べていない。また, SNAでも, 基本価格は, 商品税を産出の生産者価格からは控除しているが, 第2次波及過程を考慮して投入品を評価していないという意味では近似的なものであると述べている)

ところで, わが国の表では, 資料の制約もあって生産者価格表, 購入者価格表とも実際価格評価によることとしており, この意味では, 同一商品による価格差がすでに大きく混在しているわけである。この点については, 表推計方法上今後とも改訂する見通しがない。

商品税の免除, 軽減に関連する部分は, 統一価格全体の問題に比べるとその範囲もごく限られており, この部分だけの措置をとることのメリットは小さい。

また, 商品税を除く場合の時系列比較上における大きな影響等を考慮し, 従来どおり商品税を含めたもので価格評価することとした。

ただし, 実際価格の問題に関連して物量表が作成されているのと同様, 商品税の免除に関するマトリックス表を作成し, 表利用者の便を計ることは有用である。

- (8) 副産物・屑の扱いについては, SNAでは, 商品と産業のクロス体系を考慮していることから, 副次生産物と共に非主生産物として扱っているが, 昭和45年表ではU表とV表の結合の体系をとらないこと。および過去の表との時系列的分析の観点から原則としてマイナス投入方式(ストーン方式)を踏襲する。